

【配信日時】 令和2年2月28日（金） 16：24

【配信範囲】 1～3年全保護者と全職員

【件 名】 新型コロナウイルス感染症対策について

【本 文】

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策について、尾道市教育委員会教育長から通知がありました。

内容は、令和2年3月2日（月）から令和2年3月25日（水）まで市内の小中学校が臨時休業となります。下記の留意事項を厳守してください。

なお、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて追加的な措置を実施される場合があります。

1 今後の対応について

- (1) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を理解し、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導してください。（不要・不急の外出を避ける。）
- (2) 新型コロナウイルスに感染または感染の疑いが確認された場合、学校へ連絡してください。
- (3) 公立高等学校選抜Ⅱは予定通り行われます。進路指導等の必要に応じて、最小限の生徒との個別対応は可能です。何か心配なこと等ありましたら学校へ連絡してください。
- (4) 臨時休業期間中の部活動はありません。
- (5) 卒業証書授与式等の対応については、3年生のみ出席します。（1、2年生は出席しません。）ただし、県内または尾道市内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、この限りではありません。
- (6) 修了式は実施しません。
- (7) 1、2年生の学年末試験については、後日連絡します。試験勉強は継続してください。
- (8) 学校に置いてある荷物を取りに来る場合は、電話で連絡し、学生服を着用し取りに来てください。
- (9) 学校からメールや電話が保護者宛にあります。留意しておいてください。